



住宅用火災警報器

西宮市消防局 **NS** 日本消防検定協会

住宅用火災警報器が火災発生を知らせる

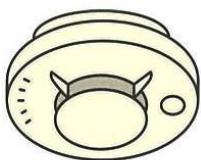
住宅用火災警報器の設置は義務付けられています。西宮市では、西宮市火災予防条例により、就寝のための部屋（寝室、子供部屋等）・台所・住宅内の階段の上端に設置義務があります。

住宅用火災警報器とは…

煙や熱を感知して火災の発生を知らせます。現在市販されているものは「煙式」と「熱式」があります。そのほかに、ガス漏れも検知できるものがあります。

煙式

煙を感知して火災と判断します。熱式よりも火災を早く感知することができます。



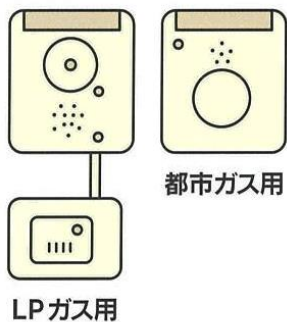
熱式

熱を感知して火災と判断します。台所や車庫等、煙が発生しやすい場所は煙式より熱式の設置がお勧めです。



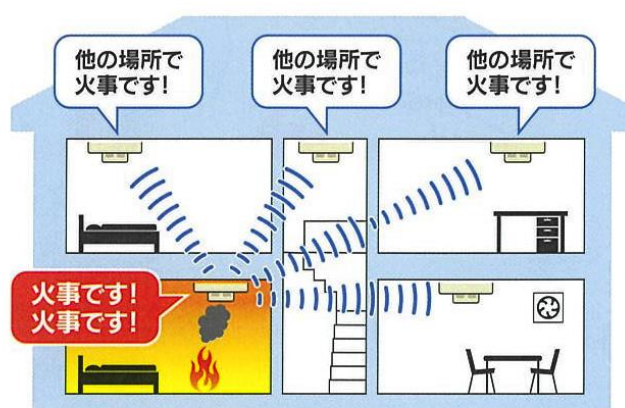
複合型

火災のほかにガス漏れやCO（一酸化炭素）も検知できる警報器（住宅用火災・ガス・CO警報器）です。台所などへの設置がお勧めです。



連動型

ひとつが火災を感知するとほかのすべての警報器が鳴ります。無人の場所で出火した場合でも他の場所で警報音を発しますので、早期発見に効果的です。



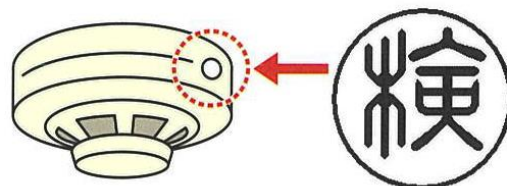
連動型の例

補助警報装置

住宅用火災警報器と連動して音や光を発するもので、高齢者の方、目や耳の不自由な方も火災を察知しやすくなります。

住宅用火災警報器合格表示

住宅用火災警報器には、国家検定品であることを示すマークが貼られています。日本消防検定協会が検定を行っています。

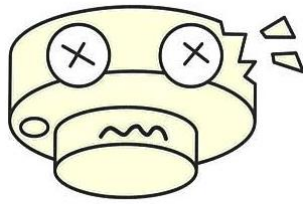


住宅用火災警報器の取り替え

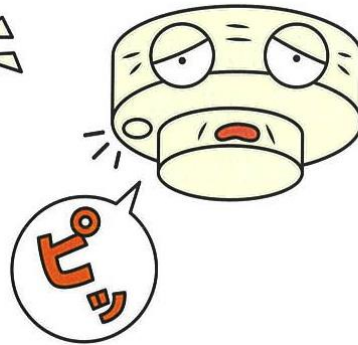
故障音が
鳴った



破損や変形
している



電池切れの警報音
が鳴ったとき



10年を目安に
忘れずに交換
しよう

定期的に作動点検を

ボタンを
押す



ひもを
引く



火災警報音を確認する

ㄨ ピーピー火事です ㄨ



警報音が鳴らない場合

電池切れを確認する

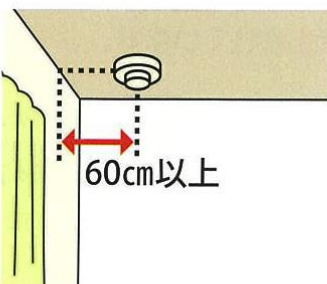


点検するのは
意外と簡単ね

取り付けは正しい位置に

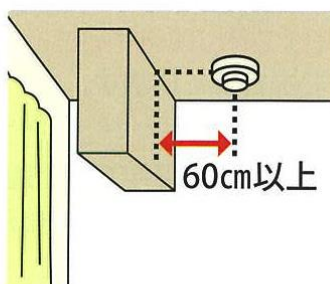
天井の場合

壁から火災警報器の
中心を60cm(熱式は
40cm)以上離す。



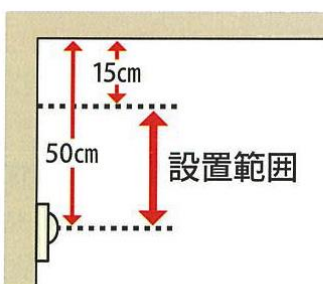
はりなどがある場合

はりから火災警報器
の中心を60cm(熱式
は40cm)以上離す。



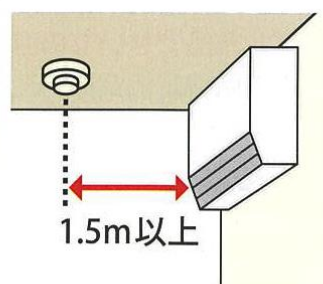
壁面の場合

天井から
15cm～50cm以内
に設置する。



エアコンなどがある場合

エアコンや換気扇の
吹き出し口から
1.5m以上離す。



西宮市消防局から「住宅用火災警報器」についてのおねがい

毎年、全国一斉に住宅用火災警報器の調査を行っております。

1 住宅用火災警報器とは

すべての住宅に設置義務があり、全国で約 80%の住宅に住宅用火災警報器が設置されています。設置することで火災の早期発見につながり、死者数や損害額が大幅に減少することが統計上示されています。

2 依頼内容

ご自宅の住宅用火災警報器に関する簡単なアンケートにお答えいただきます。

3 対象世帯

西宮市内にお住まいの約 2,500 世帯を無作為に抽出し、調査を実施しています。

4 アンケート回答期限

本アンケートに令和4年5月20日（金）までにご回答ください。

5 回答方法

以下のいずれかの方法により、ご回答ください。

- (1) 調査票を別添の封筒に入れ郵送
- (2) 下記二次元コードへアクセス



※本調査は基本無料で実施可能ですが、スマートフォンの契約プランによっては、通信費用が発生する場合があります。その場合は、回答者様にご負担いただくこと、ご了承ください。

6 個人情報の取り扱い

今回ご回答いただいた個人情報は、住宅用火災警報器の設置・維持管理指導に使用させていただきます。

7 問い合わせ先

二次元コードへアクセスできない等、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

西宮市消防局警防部予防課
担当者 千々和、小谷
TEL (代表) 0798-26-0119
(直通) 0798-32-7313

調査票（郵送回答用）

※回答欄に選択肢の数字を記入し、添付の返信用封筒にて郵送してください。
※裏面の2次元コードから、インターネットでも回答できます。

問1 個人情報の取り扱いについて

今回ご回答いただいた個人情報は、住宅用火災警報器の設置・維持管理指導に使用することを承諾いただけますか？

1. 承諾する 2. 承諾しない

回答	
----	--

問2（任意）お名前、住所を教えてください。

氏名		住所	
----	--	----	--

問3 回答者様ご自身を含め、同居のご家族に65歳以上の方はいらっしゃいますか？

1. いる 2. いない

回答	
----	--

問4 お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。

1. 一戸建て 2. 共同住宅等（賃貸） 3. 共同住宅等（持ち家）

回答	
----	--

問5 西宮市火災予防条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに、住宅用火災警報器が設置されていますか？

「西宮市火災予防条例により設置義務のある場所」

- ・就寝のための部屋（寝室、子供部屋等）
- ・台所
- ・住宅内の階段の上端

1. 設置している（全部設置） 2. 一部設置している（一部設置） 3. 設置していない（未設置）

回答	
----	--

問6 設置されている住宅用火災警報器は設置から10年を経過していますか。（前問で1～2を選んだ方は回答してください。）

1. 10年経過した 2. 10年経過してない（交換済みのため） 3. 10年経過してない（設置から未経過）
4. 分からない

回答	
----	--

問7 最近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか？

※作動確認は住宅用火災警報器の点検ボタンを押す、又は、点検ヒモを引くことで実施できます。

1. 実施（最近半年間に実施） 2. 実施（本調査時に実施） 3. 未実施 4. 分からない

回答	
----	--

問8 作動確認の結果はどうか？（前問で1～2を選んだ方は回答してください。）

1. 異常なし 2. 電池切れ・故障 3. 分からない

回答	
----	--